

京都市危険物規制規則及び京都市火災予防規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年12月25日

京都市長 門川大作

京都市規則第60号

京都市危険物規制規則及び京都市火災予防規則の一部を改正する規則

(京都市危険物規制規則の一部改正)

第1条 京都市危険物規制規則の一部を次のように改正する。

第1号様式注以外の部分、第5号様式注以外の部分、第7号様式注以外の部分及び第8号様式注以外の部分中「。記名押印又は署名」及び「㊟」を削る。

第8号様式の2中「(記名押印又は署名)」及び「㊟」を削る。

第10号様式中「。記名押印又は署名」及び「㊟」を削る。

(京都市火災予防規則の一部改正)

第2条 京都市火災予防規則の一部を次のように改正する。

第4号様式の6注以外の部分、第5号様式1注以外の部分、第7号様式注以外の部分、第8号様式注以外の部分、第8号様式の2注以外の部分、第9号様式注以外の部分、第10号様式注以外の部分、第10号様式の2注以外の部分、第10号様式の3注以外の部分、第10号様式の4注以外の部分、第10号様式の5注以外の部分、第10号様式の6注以外の部分、第10号様式の7注以外の部分、第11号様式注以外の部分、第12号様式注以外の部分、第12号様式の2注以外の部分、第13号様式注以外の部分、第13号様式の2注以外の部分、第13号様式の3注以外の部分、第13号様式の4注以外の部分、第14号様式注以外の部分、第16号様式注以外の部分及び第19号様式中「。記名押印又は署名」及び「㊟」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(京都市消防局予防課及び指導課)